

令和5年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会

令和5年10月5日(木)

午後2時

小牧市役所東庁舎会議室 1-1

【出席者】

〔被保険者代表〕

安江里美委員、夫馬照美委員、佐藤章子委員、加藤美智子委員

〔保険医等代表〕

吉田雄一委員、渡邊暢浩委員、梶野勇委員、岩田登美子委員

〔公益代表〕

澤木厚司委員、瀬瀬昌章委員、上野智委員

〔市側、事務局職員〕

伊藤福祉部長、小川福祉部次長

保険医療課 澤尻課長、余語（基）係長、野村係長、宮野主事

【欠席者】

小澤尚司委員

○司会 定刻となりましたので、ただいまより令和5年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

なお、本日は公益代表の小澤様をご都合により欠席されております。

また、当協議会の傍聴の申出はありませんでしたので、報告いたします。

まず、お手元の資料の確認をお願いいたします。

「令和5年度第1回小牧市国民健康保険運営協議会次第」がA4サイズで1枚。次に、説明資料として、「小牧市国民健康保険の現況について」の資料が資料1として2枚、もう1枚、「その他について」の資料が資料2として1枚。A4の紙が3枚ですね。あと、赤色の表紙の冊子が1冊です。

お手元の資料のご確認をお願いいたします。不足などございましたら、お知らせください。よろしいでしょうか。

それでは、次第に従いまして始めさせていただきます。

1 福祉部長挨拶

○司会 まず初めに、伊藤福祉部長からご挨拶申し上げます。

○伊藤部長 改めまして、皆さん、こんにちは。福祉部長の伊藤です。

本日は、お忙しい中、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様には、日頃から本市の保険医療行政に格別のご理解とご協力をいただいておりますことを感謝申し上げます。

本日の会議であります、令和2年から本協議会の会長としてご尽力いただきました石黒委員が辞任され、現在会長職が不在でありますので、新会長の選任の後、小牧市国保の現況や、1月から実施が予定されております産前産後期間の保険税の軽減措置などについてご説明をさせていただきます。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のないご意見をいただくことをお願い申し上げます。簡単ではありますが、会議開催に当たっての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○司会 続きまして、竹内委員が小牧市歯科医師会会長の職に就かれたことに伴い委員を退任され、また、石黒委員が尾張中央農業協同組合常務理事の職を退任されたことに伴い委員を退任されたので、今回新たに就任されました2名の委員をご紹介します。

まず、保険医等代表として、歯科医師の梶野勇様。公益代表として、尾張中央農業協同組合常務理事の瀬瀬昌章様。お二人によりしくお願いたします。

一言ずつご挨拶をお願いできますでしょうか。

○梶野委員 初めまして。本年度より小牧市歯科医師会の副会長になりましたので、竹内先生に代わりまして委員をやらさせていただきます。

温水プールの近くの、大山の地区で開業しております梶野と申します。よろしくお願いたします。

○瀬瀬委員 こんにちは。JA尾張中央の瀬瀬と申します。

前任者石黒の退任に伴い、私、常務理事をしております。よろしくお願いたします。

○司会 ありがとうございます。

次に、事務局職員の自己紹介をさせていただきます。

次長から順にお願いします。

- 事務局 福祉部次長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局 保険医療課長の澤尻です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 国保係長の余語です。よろしくお願いいたします。
- 事務局 国保係宮野と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局 国保係長の野村です。よろしくお願いいたします。

2 議題

- 司会 それでは、本日の議事に移らせていただきたいと思います。
議事の進行につきましては、小牧市国民健康保険運営協議会規則第3条の定めによりまして会長にお願いするところですが、石黒委員の退任に伴いまして会長が不在ですので、新会長が選任されるまでの間、澤木副会長にお願いいたします。
- 副会長 澤木です。よろしくお願いいたします。
それでは、議事に入りたいと思いますが、その前に、事務局から本日の委員の出席者数の報告をお願いします。
- 事務局 ただいまの出席委員は11名であります。
- 副会長 過半数の委員の方の出席をいただいておりますので、本日の協議会は成立しております。
次に、小牧市国民健康保険運営協議会規則第8条の定めによりまして、本日の議事録の署名者を指名いたします。
佐藤委員と加藤委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

(1) 会長選出

- 副会長 それでは、議事に入ります。
2 議題 (1) 会長選出について議題とします。
石黒委員の退任によりまして、当協議会の会長を選任いたします。
会長は、国民健康保険法施行令第5条第1項及び第2項の規定により、公益代表の委員の方から選任することになっております。
選出方法につきましてはいかがいたしましょうか。
(「事務局一任でお願いします」の声あり)

○副会長 「事務局一任」というお声をいただきましたが、皆様、それによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副会長 異議なしということですので、事務局に提案を求めたいと思います。

○事務局 事務局案ですが、これまでも会長としてご尽力いただきましたことから、会長は尾張中央農協代表の瀬瀬委員にお願いしたいと思います。

○副会長 事務局から、尾張中央農協代表の瀬瀬委員を会長とする提案がされましたが、皆様、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

○副会長 ありがとうございます。

異議なしということですので、会長は尾張中央農協代表の瀬瀬昌章委員にお願いをいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

ここで、瀬瀬委員には会長席にご移動をお願いしたいと思います。

(瀬瀬委員会会長席へ移動)

○副会長 ここで、新たに就任されました瀬瀬会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○会長 ただいま、皆様方のご承認をいただきまして、会長職ということで仰せつかりました瀬瀬と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

聞くところによりますと、国民健康保険制度につきましては、高齢者や低所得者が多いといった構造的な問題から、大変厳しい財政運営が続いていると聞いております。このような状況におきまして、当協議会につきましては、運営協議会の役割は重要なものと認識しております。

皆様方のご指導、ご協力をいただきながら、円滑な職務の遂行に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○副会長 ありがとうございます。

それでは、次の議事に移らせていただきたいと思いますが、新会長が決まりましたので、この後の議事の進行につきましては会長に交代させていただきます。よろしく申し上げます。

○会長 澤木副会長、ありがとうございます。

(2) 小牧市国民健康保険の現況について

○会長 では、続きまして、2議題の(2)小牧市国民健康保険の現況についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、議題(2)国民健康保険の現況について説明いたします。着座にて失礼します。

お手元の資料1をご覧ください。

資料1の1ページ、ア、税率の見直しについて【小牧の国保について】であります。

国民健康保険の経理は、本来、国民健康保険事業単体で収支が合うべきなのですが、小牧市国保では、県の示す標準保険料より税率が低いなどのため、収入が支出に対して不足しております赤字の状態です。そのため、法定外の繰入金である「決算補填等目的の繰入金」を、市税等を財源に一般会計から繰り入れている状態です。

次に、決算補填等目的の繰入金の削減・解消及び税率改正についてであります。

決算補填等目的の繰入金は、法に反するものではないものの、国保に加入していない住民に対して税負担を求めていることになり、適切ではないことから、国から解消が求められております。

本市においても平成30年度から10年間で決算補填等目的の繰入金を解消することとし、県が示す標準補填料率に近づくように税率改正を重ねてまいりました。

しかし、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症が市民生活に及ぼす影響を鑑み、条例どおり引き下げた資産割税額を除き、令和2年度と同水準に据え置きました。

令和4年度は、県が示す標準保険料率の算定方法に資産割額がないことや居住用資産等収益性のない固定資産も課税対象となっていることなどから資産割を廃止し、所得割などは激変緩和を講じつつ、標準保険料率に近づけていく税率改正を行い、令和5年度についても、激変緩和を講じつつ、標準保険料率に近づけていく税率改正を行いました。

裏面の2ページをお願いします。今後の予定であります。

令和5年度は、令和6年度の保険税率改正を予定しております。

困みのところになりますが、税率改正案をつくるに当たっては、法定外の繰入金である「決算補填等目的の繰入金」を段階的に削減・解消するこ

と。そして、改正に当たっては、被保険者にとって急激な負担増とならないよう、最大上昇率を8%とすること。「納付金仮算定額」を参考に毎年改正することを要点と考えております。

平成30年度以降「決算補填等目的の繰入金」の削減に努めてまいりましたが、令和4年度決算で3.2億円あります。あくまでも段階的に解消を目指し、急激な負担増とならないよう注意して案を作成いたします。

税率改正のスケジュールについてです。

まず、新年度に県に納める納付金額の案が仮算定額として初めて示されるのが、毎年11月下旬です。

この仮算定額をベースに保険医療課で試算し、新年度の保険税率案を作成します。

その案を、12月に開催する当協議会において諮問させていただきます。今年度は12月下旬予定と資料のほうはなっておりますが、12月20日水曜日を予定しております。

皆様にご審議いただき答申をいただきましたら、市長に報告し、新年度の保険税率案を決定します。

その後、3月議会に提案し、議決をいただいた後、4月1日から施行という流れになります。

続きまして、イ、令和4年度の主な動きであります。

保険税の状況としましては、現年度分の調定額は、前年度と比べ1億1,800万円余の減額となりました。

令和4年度の保険税率等の変更点は、先ほど説明した資産割額の廃止のほか、大きく2点あります。

3ページをお願いします。

1点目は、未就学児に係る均等割額の軽減の実施です。

国の法改正に準じて、子育て世代の経済的負担の軽減のため、未就学児に係る被保険者均等割額を5割減額しました。こちらは、表のとおり、773名、軽減額が733万円余となっております。

2点目は、国保税額の上限である賦課限度額の改正です。

低所得世帯の負担軽減や中間所得世帯への配慮等から、国において賦課限度額が改正されたことに準じ、本市においても改正をいたしました。

法定外繰入金の状況といたしましては、削減・解消が求められている決算補填等繰入金について、令和3年度決算と令和4年度決算とを比較する

と、1億1,800万円余増となりました。これは、県に納める納付金額が3,200万円余増加したこと、被保険者数の減少と、資産割税額を廃止したこと等により、国保税収が1億1,900万円余減となったことなどによります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症関係であります。

令和3年度に引き続き、国の指針に基づき、「傷病手当金」の支給と「コロナ減免」を実施しました。3月末時点の決定状況は、傷病手当金は101件、304万円余。コロナ減免は44件、673万円余でありました。

続きまして、ウ、令和5年度の主な動きであります。

1ページで説明しました税率改正のほか、令和5年度についても賦課限度額の改正を行いました。低所得世帯の負担軽減や中間所得世帯への配慮等から、国において賦課限度額が改正されたことに準じ、本市においても改正しております。

次、4ページをお願いします。

新型コロナウイルス感染症関係であります。

国の指針に基づき、「傷病手当金」の支給は、令和5年4月1日から5月7日までの間に感染した新型コロナウイルス感染症の療養のために労務に服することができない方を支援の対象とし、これ以降は支援を終了しました。「コロナ減免」は令和4年度で終了しておりますが、遡り加入などで、令和5年4月以降に納期が到来する令和4年度分の保険税については支援の対象となり実施しております。9月末時点の決定状況は、傷病手当金は8件、24万円余、コロナ減免は0件であります。

次に、【参考】として、特定健康診査等受診率状況を掲載しております。

令和4年度の法定報告値はまだ出ておりませんが、特定健康診査等受診率は令和3年度と同程度となる見込みで、緩やかに回復はしているものの、コロナ前の受診率には戻り切っていない状況です。

続きまして、エ、令和4年度決算についてであります。

ピンク色の冊子ですね、「事業概要」の冊子をご覧ください。こちらになります。

こちら、事業概要の20ページをご覧ください。左上に「決算状況」と書かれているものです。金額表示は千円単位となっております。

歳入の決算状況で、一番右下の行ですが、令和4年度の歳入総額は125億3,203万8,000円。

その主なものは、上から13行目、ちょっと細かくて申し訳ないですが、

国民健康保険税が 25 億円余、歳入総額の 2 割ほどを占めます。令和 3 年度と比べると 1 億 1,000 万円余の減となりました。これは、先ほど資料 1 で説明しましたとおり、被保険者の減少と資産割を廃止したことなどによります。

その 10 行下の県支出金が 85 億円余、こちらが歳入総額の 7 割弱を占めます。主な内容は、市が支払う保険給付費に対する交付金です。令和 3 年度に比べて 1 億 8,000 万円余の増となったのは、歳出の保険給付費の伸びに応じて増加したことなどによります。

右側の 21 ページをお願いします。歳出の決算状況です。

まず、右下から 2 行目、令和 4 年度の歳出総額は 125 億 1,506 万 5,000 円。

その主なものは、上から 16 行目、真ん中ぐらいになりますが、保険給付費が 83 億円余、こちらが 7 割弱を占めます。主な内容は、被保険者が病院等にかかったときの保険者負担分等です。令和 3 年度と比べると 1 億 7,000 万円余増となりました。これは、ワクチン接種や感染症対策の普及等により、被保険者の受診控え等が減少したことによると思われれます。

次に、その 8 行下の事業費納付金、こちらが 39 億円余。こちらが約 3 割を占めます。その内容は、県から示される納付金です。

事業費納付金の次の項目、保健事業費は 1 億円余と、全体に占める割合は相対的に低いものの、40 歳以上の方を対象に実施している特定健康診査などを行っている被保険者の皆さんに健康に過ごしていただくための事業経費です。

そして、一番下の収支差引ですが、1,697 万 3,000 円の黒字となっております。

しかし、注意いただきたいのが、資料 1 の中で説明いたしました、一般会計繰入金のうち決算補填分約 3.2 億円です。実は、これだけ繰入れを行わないと保険事業は約 3 億円の赤字ということになります。

そのほか、事業概要には、被保険者数、保険税率等の推移、保険給付費の詳細などを掲載しておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

以上で、小牧市国民健康保険の現況についての説明とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

皆様からのご質問、ご意見等があれば、お願いいたします。

○渡邊委員 渡邊です。詳細が分からなくて質問させていただきます。

賦課限度額等の改正というのは、具体的にはどういう形にするということでしょうか。

○事務局 事業概要の 23 ページをお願いします。こちら、平成 26 年から令和 5 年までの税率及び額の推移を掲載しております。

一番右側が賦課限度額となっております。令和 4 年度については、医療分が 63 万円から 65 万円に、支援分が 19 万円から 20 万円に変更になっております。令和 5 年度については、支援分が 20 万円から 22 万円に変更となっております。そちらの改正を、国の改正に準じて小牧市でも限度額を上げております。

○渡邊委員 ありがとうございます。

○会長 そのほか、よろしいでしょうか。

ご意見等もないようですので、2 議題の (2) 小牧市国民健康保険の現況についてにつきましては以上で終わります。

(3) その他について

○会長 続きまして、議題の (3) その他について、産前産後期間の保険税の軽減措置についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

○事務局 議題 (3) その他についての、産前産後期間の保険税の軽減措置について説明いたします。着座にて失礼します。

お手元の資料 2 の資料をご覧ください。

令和 5 年 5 月 19 日に「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部改正法」が公布され、令和 6 年 1 月から出産する被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額を免除することとされました。

なお、改正による軽減の財源は、国 2 分の 1、県 4 分の 1、市 4 分の 1 の負担となります。

下の表に示しておりますが、免除対象期間は令和 6 年 1 月以降の期間で、出産予定もしくは出産日の前月から 4 か月、多胎妊娠の場合は 6 か月となります。

対象者数と軽減額については、下の囲みの中になります。

あくまで概算となりますが、令和4年度の出産育児一時金の支給件数より、出産する被保険者を月に7人、令和5年6月時点の保険税の状況から、軽減額を月当たり7,700円と想定しまして、令和5年度の3か月間の影響額を試算しますと、64万円余となりました。

なお、こちらの計算には介護分の保険税を含めておりませんが、40歳から64歳の方が対象となった場合には介護分も軽減の対象となります。

以上で、産前産後期間の保険税の軽減措置についての説明とさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

皆様からのご質問、ご意見等いただきたいと思います。

ご質問、ご意見等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、ご意見等もないようですので、2の議題の(3)その他については以上で終わります。

委員の皆様、何かほかにありましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

特にないようでありますので、議事は終了いたします。

3 その他

○会長 3その他として、事務局から報告・連絡事項等はございますか。

○事務局 本日は、御審議いただきまして誠にありがとうございました。

議事録につきましては、作成次第、署名をいただきに上がりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

今後の予定ですが、先ほど説明の中で申し上げましたが、12月20日水曜日に第2回の運営協議会を予定しております。その中で、令和6年度の税率改正について諮問させていただく予定です。資料が整った後皆様にお届けしますので、お目通しいただき、ご意見を頂戴できればと思います。

また、協議内容の状況によりますが、2月にも当運営協議会を開催する予定でありますので、よろしくお願ひします。

最後に、市内での交通死亡事故が続いております。お車でお越しの方は、早めの点灯等、交通安全に十分ご注意をお願いいたします。


以上です。


○会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。
委員の皆様には、お忙しい中ご出席いただきありがとうございました。

上記のとおり、令和5年10月5日（木）開催の国民健康保険運営協議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者2名が署名する。

令和5年12月11日

会 長 瀬 瀬 昌 章 

署名委員 佐藤 章子 

署名委員 加藤 美智子 